仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会

(第7期計画期間 第2回会議)

日時: 平成30年9月26日(水)

午後6時

場所:仙台市役所上杉分庁舎7階

第1会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 委員長及び委員長職務代理者の選出
- 3 報 告
 - (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、 看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域 密着型通所介護の募集結果について(資料1)
 - (2) 地域密着型サービス事業の廃止について(資料2)
 - (3) 施設の整備状況について(資料3)(参考資料3-1)

4 議事

- (1) 地域密着型サービス事業者の指定について(資料4)(参考資料4-1~4-9)
- (2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について(資料5)(参考資料5-1)
- 5 その他
- 6 閉 会

資 料

○ 資料 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設

費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知

症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について

○ 資料 2 地域密着型サービス事業の廃止について

○ 資料3 施設の整備状況について

○ 参考資料 3-1 施設整備状況一覧表(平成 30 年 9 月 1 日現在)

○ 資料 4 地域密着型サービス事業者の指定について

○ 参考資料 4-1~4-9 資料 4 に係る事業概要、事業所位置図

○ 参考 5 地域密着型サービス事業者の指定更新について

○ 参考資料 5-1 地域密着型サービス事業所に対する実地指導の実施状況について

仙 台 市 介 護 保 険 審 議 会 地域密着型サービス運営委員会 (第7期計画期間 第2回会議) 議事録

日時:平成30年9月26日(水)18:00~

場所:市役所上杉分庁舎7階第1会議室

<出席者>

【委員】

板橋純子委員、木村昭憲委員、草刈拓委員、小坂浩之委員、田口美之委員 土井勝幸委員、宮林幸江委員、渡邉純一委員 以上8名、五十音順

【仙台市職員】

郷家健康福祉局保険高齢部長、中村介護保険課長、藤井介護事業支援課長、石川介護保険課管理係長、髙橋介護事業支援課指定係長、佐藤介護事業支援課居宅サービス指導係長

く議事要旨>

- 1. 開会
- 2. 委員長及び職務代理者の選出

土井勝幸委員から宮林幸江委員推薦の意見 → 異議なし 宮林委員長から渡邉純一委員を職務代理者に指名 → 異議なし 会議の公開、非公開の確認 議事については非公開 → 異議なし 議事録署名委員については板橋純子委員を指名 → 板橋純子委員了承

報告(1)~(3)については公開、議事(1)~(2)について非公開 → 異議なし

3. 報告

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、 看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密 着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 地域密着型サービス事業の廃止について(資料2)
- (3) 施設の整備状況について(資料3)(参考資料3-1)

事務局から説明

宮林委員長:今の報告について、質問や意見はあるか。

小坂委員:資料1の事前申出事業所について、地域密着型通所介護の事業所は新設となっており開所予定時期が平成31年1月と期間が短いが、これは、グループホームなど既存施設との併設を想定しているものか。

髙橋係長:事前申出のあった地域密着型通所介護3件はいずれも単独の事業所となっている。

小坂委員:事業所の廃止や統合の話もあり、10名定員という小規模での運営を認めた場合に、その後の事業に継続性があるのかについて、十分吟味した上で対応していただきたい。また、同じ中学校区に2事業所というところも気になるが、申出がここしかなかったということか。

髙橋係長:地域密着型通所介護については、整備量に上限は設けておらず、事前申出がな された事業所について、指定に必要な基準を満たしていれば、次回の委員会に お諮りして指定することになる。

木村委員:地域密着型サービスは、中学校区という記載がなされているがその理解でよい か。

髙橋係長:仙台市の日常生活圏域は概ね中学校区を単位に設定しており、地域密着型サービスの事業所については、日常生活圏域毎に整備している。利用に関しては、仙台市民の方であれば、お住まいの中学校区以外の市内の事業所を利用することは可能であるが、生活圏域として考えた場合に、仙台市としては中学校区を想定している。

木村委員:市内どこの事業所でも利用可能ということであれば、中学校区ということに意味はあるのか。

藤井課長:日常生活の範囲で通えるところが基本であり、利用の形態としては、市民であれば市内の事業所を利用できるということではあるが、整備の考え方としては中学校区の範囲内に、様々なサービスがあることが望ましいと考えている。

木村委員:一般的にエリアが設定されている場合、例えば利用できるエリアとして隣接するエリアなどの制限がある場合もあるが、利用の制限はないのか。

藤井課長: 例えばデイサービスであれば、送迎可能な範囲内であれば制限はない。

木村委員:例えば、全く違う学区の利用者に利用を勧めることは自由ということか。

藤井課長:サービスを提供する場合に、地域の資源を複数組み合わせることが一般的であり、ケアマネジャーとしても、お住まいの地域内での計画を策定されているものと考えている。ただ、利用者の状況や送迎の関係で、学区を越えて利用することに制限はかけていない。

草刈委員:ケアマネジャーの立場からは、利用者の方に地域密着型サービスの選択について説明する際に、利用者が住み慣れた地域での利用を求めるのであれば、地域密着型サービスの事業所をお勧めする。例えばリハビリに特化したものを希望される場合には、多少離れた事業所を紹介することもある。基本的には地域密着型という形で、住み慣れた地域でのサービス提供をお勧めしている。事業者側としては、送迎の時間に限界があるため、事業者側で提供エリアを設定している。利用者の意向と、事業者が提供できるサービスの内容を踏まえてサービスを提案している。

田口委員:事業所の廃止について、今回6か所の事業所が廃止されているが、利用定員10

名での運営は採算的に厳しいと考えている。4月の介護保険改正に際しての経営実態調査でも小規模型の事業所の収支差は2ポイント程度しかなく、改正により大規模や通常規模の事業所の報酬が下がり、小規模事業所の報酬上がったが、事業者側からするとそれでも厳しいと感じている。一般的には15名くらいの定員規模でないと採算をとることは難しいと考えている。あまりにも小さい規模の事業を認めると、後々、事業の廃止などで利用者にとって不利益となる可能性がある。さいたま市や千葉市など他の都市では、制限している例もあり、制限することが全てよいとは考えないが、仙台市でもなんらかの制限を考えていただいたほうがよいと考えている。市内の地域密着型通所介護の数はどうなっているのか。

髙橋係長:平成30年9月1日現在の地域密着型通所介護の数は、178事業所となっており、 平成28年度から比較すると減少している。

> 他都市の状況については、11月に予定されている全国の課長会で他都市に資料 を要求しており、その結果も踏まえて検討したいと考えている。

木村委員:資料の中で、6年以上経営していた事業所が廃止しており、理由として利用者 減少などを理由としているが、利用者数が減っているというのは納得できない。 仙台市の介護保険の長期の見通しでは、利用は大きく増えていく中で、利用者 が減っているというのは、利用が増えている中で経営に問題があるのではない かとも思える。事業所とのどのような話をしてこのような理由となったのか。 また、3年未満で廃止をしている事業所が事業所統合を行っているが、統合に よって日常生活圏域でのサービスが受けられなくなるということでは、利用者 の満足は得られないのではないのか。そのような意味で事業所の指定方法に問 題はなかったのか。

髙橋係長:介護保険の利用回数は、平成28年度から毎年上昇しており、一方、事業所数は年度で減少している。通所介護については、設備面や人員面から比較的新規参入がしやすい事業であり、地域密着型通所介護がはじまった平成28年度にくらべると、事業者間での競争原理も働き、開所したが利用者数が伸びなかった事業所が廃止となり、実際の利用に近い事業所数になっているという見方もできる。

事業統合については、吉成で通常規模の通所介護事業所も運営しており、地域 密着型の事業所を廃止し通所規模の事業所に統合するもので、利用者も通常規 模の事業所に移行されたと伺っている。山田中学校区の事業所の利用者につい ても利用者の意向を確認し、一部、送迎の関係で他事業所に移行した方を除い て吉成の事業所に移行されていることを確認している。

事業所間の競争が厳しく、利用者も選択できる分野であり、その中で、事業所の経営方針として、通常規模の事業所との統合という選択をされたと理解している。

木村委員:事業所を指定した際に、ヒアリングや利用のあり方の確認が適切だったのかわ

からない。利用者に不都合が生じているものであり、指定の際に事業者に適切 に情報を提供するなど、短期間で事業所を廃止する状況にならないような選定 が必要ではないか。

藤井課長:介護保険制度の場合、公募で選定している施設であれば審査を行っているところであり、指定拒否できる制度が導入できる施設であれば条件を付して制限はできるが、民間企業も含めた多様な参入を認めてサービスの量を確保している面もあり、現在の指定の仕組みでは、単純に少人数では経営が危ぶまれるといということだけで指定を拒否することはできず、田口委員がお話しされたように基本的に小さな規模のところは経営が危ないところがあるのではないのかといった場合に、指定しないような制度的な仕組みを導入しない限り、設備や人員基準を満たしていれば参入意欲のある事業所をお断りすることはできない。ただ、ご指摘のように、結果的に利用者が困ることにならないよう気をつけているところであり、事業所廃止の際には、利用者への対応を確認している。どのような仕組みを導入すればよいのかについては、研究してまいりたいと考えており、今後、調査結果などをお示しできればと考えている。また、先ほどの、サービス量が増えているのに利用者数が減っているというお

また、先ほどの、サービス量が増えているのに利用者数が減っているというお話しに関して、仙台市全体としては高齢者増によりサービス量は増えているが、利用者が選択できる事業所が増えているので、選択されないところがでてきている。なお、今回廃止の申請のあったサポート敬については、利用者の重度化などにより、特別養護老人ホームなどに入居された方がおり、結果的に廃止することになったと伺っている。

4. 議事

(1) 地域密着型サービス事業者の指定について (資料 4) (参考資料 4-1~4-9) 事務局から説明

宮林委員長:今の説明について、質問や意見はあるか。

土井委員:認知症対応型通所介護について、全国的にもほとんど増えていない実態がある中で、新たな設備投資等が必要なく既存のグループホーム施設を使える仕組みは非常によいと感じている。このような事業者が増えていくと良い。

板橋委員:認知症対応型通所介護の事業所の中で、月曜日と火曜日のみの営業となっている事業者があるが、このような事業者側の事情だけで設定しても問題ないのか。

髙橋係長:既存のグループホーム内での運営ということで、グループホームの運営に影響がでない範囲で事業者側で設定されたものと伺っており、設定に問題はないと考えている。

木村委員:事業所側の考え方はあると思うが、利用者側の視点はどのようになるのか。

藤井課長:認知症対応型通所介護について、昨年度まで、共用型も含めて日常生活圏域に 1事業所としていたものを、共用型に関しては複数の設置を認めることとした ため、新たに3事業所の申請があったものであると評価をしている。営業時間 や運営形態、サービス内容については、それぞれの事業者で考えることとなる。 事業を開始後の状況で利用者ニーズに対応することは考えられる。

- 髙橋係長:今回の事業所については、当初の受け入れ定員が2名ということで、既存施設を活用した無理のない範囲でスタートしたものと考えている。今後、事業が軌道に乗り、利用が見込めたり、利用希望が増えれば、利用者の視点も踏まえ受け入れを拡大する可能性も考えられる。
 - (2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について (資料 5) (参考資料 5-1) 事務局から説明

宮林委員長:今の説明について、質問や意見はあるか。

草刈委員:研修の実施に対する指摘が何点かあるが、仙台市として、地域密着型サービス 施設に対する研修の働きかけは行っているのか。

佐藤係長:今年度からサービス毎に連絡会を立ち上げている。まずは、通所介護事業所と 訪問介護事業所に関して連絡会を開催し、その中で、研修会や講習会、事例発 表会などを企画する新たな取り組みを始めたところである。今回の実施状況を 踏まえて対象とするサービスの範囲を検討したいと考えている。

> また、昨年度、草刈委員からご指摘をいただいた、小規模事業所における栄養 管理や衛生管理について、昨年度、栄養と衛生管理の研修を実施し、大変好評 をいただいた。今年度は、リハビリ職を対象とした研修会を企画している。

草刈委員:介護支援専門員や、特養、老健については、市から積極的な支援があるが、資格者のいない施設については、市からの研修が行き届かない面があるので、資格者のいない施設や参加できない施設に対する研修の機会を設けていただきたい。

また、更新事業者に際して、運営に満たされる介護給付を受けているのかなど、 収支状況を確認する方法はあるのか。

佐藤係長:各事業者が行う介護報酬の請求については、国保連の審査後2か月くらいで仙台市に情報が届いており、把握できる状態にはあるが、事業所数が多いため毎月の情報を調査するにはいたっていない。来年度、各事業所の給付状況がわかるシステムの導入も検討している。

5. その他

宮林委員長:その他、委員から質問や意見はあるか。

木村委員:最初にサービスを受けたいのは通所介護になってくると思われる。利用した需要は増えてくるのに、事業所が減っているのは、どこに問題があるのか。この問題を解決しないと大変な問題となる。経営状況についても把握できない状況にあるので現状についてどのように考えたらよいのか。

藤井課長:事業所数だけでは把握できないところがあり、いわゆるデイサービスについては、通常規模の通所介護の数は変わっていない。地域密着型通所介護については、平成28年度の制度創設からは減少しているが、問題が生じるような大幅に

減少しているものではないと考えている。廃止事業所があるということで懸念される部分はあるとは思うが、地域密着型通所介護以外にも小規模多機能型居宅介護や地域での通いの場など様々なサービス形態も増えているので、利用できるサービスが不足しているという状況にはないと考えている。

今後、利用者に選ばれていく中で、成り立たずに廃止されるところ、事業形態を変えていくところなど、様々な考えがあり、個別の事情に立ち入って指導していくわけにはいかないので、企業経営として工夫や努力を行っていただく部分であると考えている。

木村委員:そういうことであれば介護保険事業として、多様なサービスがあり受け皿が整備されていることを、市民にみせていくことも必要ではないかと考える。

宮林委員長:最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明

6. 閉会

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会

(第7期計画期間 第3回会議)

日時:平成31年1月9日(水)

午後6時

場所:仙台市役所本庁舎2階

第4委員会室

次 第

1 開 会

2 報 告

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし) 看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密 着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定結果について(資料2)
- (3) 地域密着型サービス事業の廃止について(資料3)
- (4) 施設の整備状況について(資料4)(参考資料4)
- (5) 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所 整備の例外の取り扱いについて(資料5)
- (6) 認知症対応型共同生活介護事業所の処分について (資料 6)

4 議 事

- (1) 地域密着型サービス事業者の指定について(資料7)(参考資料7-1~7-4)
- (2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について(資料8)(参考資料8)
- (3) 地域密着型特別養護老人ホーム整備事業の応募状況及び選定について(資料9)(参 考資料9)
- (4) 小規模多機能型居宅介護 (建設補助あり)整備事業の応募状況及び選定について (資料 10-1) (参考資料 10-1)

看護小規模多機能型居宅介護(建設補助あり)整備事業の応募状況及び選定について(資料 10-2)(参考資料 10-2)

- 5 その他
- 6 閉 会

資 料

○ 資料 1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について
○ 資料 2	認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定結果について
○ 資料 3	地域密着型サービス事業の廃止について
○ 資料 4	施設の整備状況について
○ 参考資料 4	施設整備状況一覧表(平成30年9月1日現在)
○ 資料 5	小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所の整備の例外の取り扱いについて
○ 資料 6	認知症対応型共同生活介護事業所の処分について
○ 資料 7	地域密着型サービス事業者の指定について
○ 参考資料 7-1~7-4	資料6に係る事業概要、事業所位置図
○ 資料 8	地域密着型サービス事業者の指定更新について
○ 参考資料 8	地域密着型サービス事業所に対する実地指導の実施状況について
○ 資料 9	地域密着型特別養護老人ホーム整備事業の応募状況及び選定について
○ 参考資料 9	資料 8 に係る地域密着型サービス事業計画、評価項目にかかる基準 省令・解釈通知
○ 資料 10-1	小規模多機能型居宅介護(建設補助あり)整備事業の応募状況及び 選定について
○ 資料 10-2	看護小規模多機能型居宅介護(建設補助あり)整備事業の応募状況 及び選定について
○ 参考資料 10-2	資料 9-2 に係る地域密着型サービス事業計画、評価項目にかかる基準省令・解釈通知

仙 台 市 介 護 保 険 審 議 会 地域密着型サービス運営委員会 (第7期計画期間 第3回会議) 議事録

日時:平成31年1月9日(水)18:00~

場所:市役所本庁舎2階第4委員会室

<出席者>

【委員】

板橋純子委員、木村昭憲委員、草刈拓委員、小坂浩之委員、斉藤誠一委員、 田口美之委員、土井勝幸委員、宮林幸江委員長、渡邉純一委員 以上9名、五十音順

【仙台市職員】

郷家健康福祉局保険高齢部長、中村介護保険課長、藤井介護事業支援課長、

石川介護保険課管理係長、髙橋介護事業支援課指定係長、阿部介護事業支援課施設指導 係長

く議事要旨>

1. 開会

報告(1)~(7)については公開、議事(1)~(3)について非公開 \rightarrow 異議なし

2. 報告

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、 看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密 着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定結果について(資料2)
- (3) 地域密着型サービス事業の廃止について(資料3)
- (4) 施設の整備状況について(資料4)(参考資料4)
- (5) 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所整備の例外の取り扱いについて(資料5)
- (6) 認知症対応型共同生活介護事業所の処分について(資料6)
- (7) 政令指定都市における地域密着型通所介護事業所に対する指定制限の状況について (資料 11)

事務局から説明

宮林委員長:今の報告について、質問や意見はあるか。

斉藤委員:資料1の募集事業に関して、どのような媒体を利用して募集をしているのか。 また、資料11について、仙台市の地域密着型通所介護の総事業所数が222事業 所となっているが、この数値は、仙台市の計画や整備状況からはどのような位 置づけとなっているのか。

髙橋係長:資料1の事前申出の募集は本市のホームページ上で行っているところである。 資料11の地域密着型通所介護に関しては、仙台市として計画を持って整備して いるものではなく、事業者からの申出に応じて指定を行っている。

藤井課長:現在の状況として、市が整備計画として目標を定めているものとそうでないものがある。地域密着型では、小規模多機能型居宅介護などは日常生活圏域への整備について目標を定め補助金交付などを行いながら整備を行っている。一方、地域密着型の小規模のデイサービスについては、整備目標は定めていないが、比較的参入がしやすいということで、整備されている。休止や廃止を除く現存事業所としては156事業所であり、利用者に対する定員としては十分な数が整備されており、利用者は利用にあたり事業所を選べる状況にあると認識している。

田口委員:資料11の仙台市の地域密着型通所介護について、平成28年4月1日から平成30年 12月1日までに指定した事業所のうち、廃止や休止、失効した事業所を合わせると66事業所とかなり高い割合となっている。廃止理由別の割合で、事業譲渡や統合も通常は業績が悪化しないと起こらないものであり、業績悪化としては73%と高い割合となっている。今回の資料では、地域密着型のみのデータとなっているため、通常規模の事業所との比較があると、小規模の事業所が経営的に厳しいということがわかるのではないかと思う。10人定員の事業所は、自宅を改修して手軽に始められる反面、経営的には苦しんでいる状況を目にすることがあり、データ上もそれが現れていると感じる。将来的には何らかの形で歯止めをかける必要があると考えている。市として今回のデータに対する評価をどのように考えているのか。

髙橋係長:今回、分析をしていく中で、本市の地域密着型通所介護に関しては、10人規模の事業所が多いということが傾向としてある。また、10人以上が多くない理由としては、定員が11名以上になると、看護師の配置が必要になるという人員の面と、事業をスタートしやすい定員規模が10名なのではないかと考えている。廃止事業所数も多いが、現存事業所として80の事業所が継続的に運営を行っているところである。定員規模が小さいことのみをもって、経営リスクが大きいと結論づけるのも難しく、実際の事業所指定にあたり、事業所の経営ノウハウを評価することはできない。一定の市場原理が働いている中で、複数事業所が整備されていることで利用者として選べる事業所が多いというメリットもあり、引き続き分析等を行っていきたい。

田口委員:定員規模が10名の事業所は127のうち現存が80で定員規模が15~18名の事業所は63のうち現存が53であり、市場原理は働いている。市が事業所の経営に関与する必要はないが、結果的に事業廃止のリスクの高い事業所を安易に認めることはいかがなものかと考えている。結果的には利用者にとっても良くない状況となる。もう少しデータを精査の上、ご報告いただきたい。

- 藤井課長:今回は田口委員からお話しをいただいた、他都市に照会した内容をご報告させていただいた。今後、詳細の状況や、通常規模の事業所のデータも含めて分析を進めていく必要があると考えており、引き続き、他都市の状況など情報があればご教示いただきたい。
- 斉藤委員:廃止理由のグラフは、10名の定員規模のみ抜き出して表示しているが、統計資料として10名以下など幅を持たせる表示方法もあるが、あえてこのような表示としたのか。
- 髙橋係長:10名定員の事業所が多い傾向があり、事業所数の少ない定員に含めるとその傾向がわかりづらくなるため、10名定員のみの数を記載したところである。
- 土井委員:10人以下の定員の事業所であっても、選択肢となる事業所がつくられることは 良いことだと思う。今後より良いものがでてくる可能性もあり、そのような事 業所があってもよいと考えている。
- 木村委員:業績悪化、経営困難ということは、人数が少なく採算がとれず経営にならない 状況にあると思う。市が経営に関わることが難しいのであれば、その事業の業 界団体において経営に対する視点を持って支援していかなければならない。選 定した事業所の半数がやめざるを得ないということは、業界団体の皆さんが経 営が難しい面をカバーしていく仕組みをつくり、それを誘導していくのが市の 役割だと考える。市や業界団体が事業所の経営を支援できる仕組みをつくって いかなければならない。
- 小坂委員:資料2に関連して、今回グループホームに7事業の応募があり3事業を決定した ということだが、空白となっている第二中学校区への応募はなかったというこ とか。
- 髙橋係長:募集にあたり、第二中学校区への整備については、3ユニットでの整備や優先的な選定を条件としたが、結果として応募はなかったところである。
- 小坂委員:第一中学校区について偏りがあるように見えるが、人口規模などを考慮した結果ということか。
- 藤井課長:選定にあたっては、整備数や高齢者人口を考慮して整備地域を設定している。 また、小規模や看護小規模の事業所整備促進のため、併設する事業所を優先的 に整備することとしており、結果的に第一中学校区への整備事業を選定した。
- 小坂委員:資料5について、今回の事例は、事業所が整備を希望している地区に既に事業 所が整備されているので結果的に整備を認めないという理解でよいか。
- 藤井課長:今回の事例は、七郷中学校区で小規模多機能型居宅介護事業所を運営している 事業者より、隣接する蒲町中学校区においてサテライト事業所を整備したいと いうお話しをいただいた。日常生活圏域への整備が進んでいない中で、隣接圏 域である蒲町中学校区への整備を認めると他の圏域整備とのバランスに影響が でるため、既に整備されている圏域への整備は認めない旨の話をしている。
- 木村委員:資料6について、施設で発生した事件は、事業所に問題があったのか、それと も職員の性格や資質に問題があったのか。それに対して対応は図られたのか。

阿部係長:虐待は、そのケースにより様々な背景や複数の要因が重なって発生しており、

一概に何が原因かを断定することは難しい。今回の件については、職員の認知症や高齢者虐待に対する知識不足や未熟な介護スキルなど本人の資質による部分もあると考えている。通報後に当該事業所や法人の関連事業所に対する監査を実施し、効果的な研修が行われていないことや、利用者の痣を発見しても原因究明が不十分であるなど、スタッフ間の連携やサポート体制が整っていないなど事業所として高齢者虐待を防ぐための措置を怠っていたことが判明したため、事業所に対して処分とあわせて改善勧告を実施した。事業所からは、改善計画書が提出されており、現在、その内容の精査を行っている。改善計画書では、今後の職員の教育体制やユニット間でのスタッフ打合せの徹底、事故発生時の連絡体制などの内容が盛り込まれており、今後、事業所に対して改善状況の進捗の確認や実施指導の際の確認のほか、適宜、助言や相談を行う。

藤井課長:今回の暴力行為については職員本人の問題が大きいと考えており、事業所に対しては、虐待への関与はないが、虐待を防げなかった点に着目して処分を行った。職員個人に対しては現在公判が行われており、今後刑事罰等が科されることになると伺っている。

田口委員:今回の事業所は2ユニットなのか。また、職員は1名で夜勤を行っていたのか。

藤井課長:建物は2階建ての2ユニットとなっており、夜勤の職員は1階と2階にそれぞれ1 名配置されており、基準上配置には問題はない。

斉藤委員:今回の件はどのような経緯で虐待行為が明らかとなったのか。

郷家部長:虐待により怪我をされた方が病院に搬送され、そこで虐待が発覚したものである。

草刈委員:虐待に関しての現場からの通報の流れについて、行政への通報がスムーズに行われなかった印象を受けたが、今回の病院から市への連絡と確認作業はどのように行われたのか。

藤井課長:本市に病院から直接通報がなされたものではなかった。事業所より利用者が怪我をされているということで救急搬送を行った際に、当初、事業所として暴力行為による怪我という認識はなく、診察を行った病院において通常の介護事故でおこる怪我ではないということで、病院から事業所に連絡があり、事業所において改めて当時夜勤していた職員に確認したところ虐待の事実を認めたため、事業所において市と警察に通報を行ったものである。本市においては、通報後、即日監査を実施した。

今回の案件は事業所として虐待の認識が遅いということはあるが、発覚後の 対応としては、通報の義務など必要な対応は行われているところである。

斉藤委員:高齢者が施設に入って虐待されるようなことが発生することはまかりならないことだと思う。施設に預けている親族としてはきちんと対応してもらえるものと思っており、そこで虐待がおこると本人も親族も大変なので虐待のないように施設できちんと対応していただきたい。

郷家部長:今回のような虐待は、決してあってはならないものだと考えている。虐待のあった事業所に対する改善指導はもちろんのこと、今回、このような事件が発生したことを市内の各事業所にも共有を図るとともに、今後、施設に対する職員研修も実施し、より一層市内の事業所において注意いただけるよう、本市としても努めていきたいと考えている。

斉藤委員:介護保険料で運営されている施設においては、きちんと介護をする義務がある ので、虐待のないようお願いしたい。

板橋委員:資料6の今後の対応として、聴き取りや実地指導を行うとなっているが、この 事業所に対する実地指導はどのような頻度で行うのか。

阿部係長:今回の事業所に対しては、通常の実施指導とは別に特別な頻度で行うこととしており、年度内や来年度においても聴き取りや実地指導を行うこととしている。

板橋委員:実地指導は継続的に行っていくのか。

郷家部長:改善計画が実現され、問題がないと判断できれば通常の事業所と同様の取扱い とするが、まずは、改善計画の実施状況を確認し、実行性のある改善が図られ ているのかをしっかり確認していきたい。

草刈委員:虐待の認定は、誰がどのように行っているのか。

藤井課長:仙台市として虐待防止マニュアルを定めており、ケースによって区の福祉事務 所や介護事業支援課において判断しており、今回のケースは介護事業支援課が 認定している。

田口委員:資料11について、介護報酬改定の際に、介護保険の経営実態調査が実施されている。今回の報酬改定においても実施され、小規模の通所介護の収支差が1%であり大規模になるにしたがって収支差が高くなっている。小規模事業所は通常規模の事業所と比較して当時は報酬が12%高かった。それでも収支差がでないということは、小規模事業所の経営が成り立たないということであり、厚労省のデータでも明らかとなっているので、その点も踏まえて検討いただきたい。

木村委員:事業所が突然閉鎖された際に利用者が困らないような制度になっているのか。

髙橋係長:介護保険の制度上、事業の継続が難しい場合には、事業所において、利用者の 担当のケアマネへの連絡や利用者を新しい事業所へ紹介することが制度上義務 付けられている。事業所においては、利用者の次の利用先を確保した上で事業 廃止の手続を行うことになり、本市においても事業廃止時の引継ぎに関しては リストなどにより詳細に確認を行っている。

3. 議事

(1) 地域密着型サービス事業者の指定について(資料7)(参考資料7-1~7-4) 事務局から説明

宮林委員長:今の説明について、質問や意見はあるか。

木村委員:今回指定申請のあった4事業者は、複数の事業所を運営しているところか。

藤井課長:4事業者のうち、2事業者は他の事業所も運営している。1事業者は今回初め て事業所を運営するところで、残り1事業者は、他の事業所から従業員が独立 して開始するものである。

木村委員:複数事業所を運営することで10名定員の事業所でも安定した経営ができるという面もあるので、そのような事業者が増えていくとよい。

(2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について (資料 8) (参考資料 8) 事務局から説明

宮林委員長:今の説明について、質問や意見はあるか。

板橋委員:改善指示事項の中で、通所介護計画を作成する際のアセスメントが不十分とい う記載があるが、具体的にどのような点が計画とこと異なっていたのか。

藤井課長:利用者に対してアセスメントを実施していたが、聴き取ったアセスメントの内容の記録が整備されていなかったというものである。

木村委員:地域密着について、事業所が地域と連携した際に評価等する仕組みはあるのか。

阿部係長:実地指導は、厚生労働省が定めている実地指導マニュアルがあり、それに基づいて実施している。実地指導マニュアルの指導項目の中の重要な項目の一つに、地域連携がある。地域密着型サービスについては、地域連携について、運営推進会議の開催が義務付けられている。実地指導において、この会議が適切に開催されているのか、会議でどのような内容を協議しているのかについて確認している。会議以外でも事業所が地域とどのように連携を図っているのか、事業所が持っている資源をどのように地域に還元しているかという点も確認して一定の評価をしている。内容が不適切な場合には、助言や指導、指摘を行うことで改善を求める場合もある。地域連携の取り組みについて、介護報酬に反映するものではないが、好事例として、他事業所に紹介したり、集団指導において取り組みを取り上げるといったことで、当該事業所に対する動機付けを行っている。

木村委員:地域連携の具体的な内容を確認し、仙台市の介護報酬に反映できる制度を見直 していただきたい。

小坂委員: 准看護師と事業所の間で雇用契約が認められない状況が確認されたという指摘があるが、それは具体的にはどのような状況で、現在、雇用関係は解決しているのか。

藤井課長:施設でボランティアとして従事していた方を職員としてカウントしていたもので、雇用契約を締結いただくことで改善が図られている。

草刈委員:運営推進会議の構成メンバーについての決まりはあるのか。

藤井課長:地域団体の方を含めていただく必要はあるが、民生委員でなければならないなど個別の役職に関しての規定はない。

木村委員:地域密着は事業所が地域にあることなのか、地域の高齢者が事業所を認識しているということなのか。

髙橋係長:事業所が地域と連携しているということが、地域密着型サービスの特色であり、 地域と連携していることで、地域に認識されることにつながり、地域と連携す る事業所の存在も重要になるため、両方の意義を持っているものと考えている。 田口委員:地域密着型の定義について改めて説明いただきたい。

藤井課長:広域型の施設の場合、仙台市民以外も利用できるが、地域密着型については、 その地域にお住まいの方でないと利用できないというのが原則である。仙台市 の地域密着型サービスの場合は、基本的に仙台市外の方は利用できない。運営 についても、運営推進会議において地域の方々と連携を図りながら、高齢の方 がこれまで暮らしてこられた地域の中で支えていくサービスということで、本 市においては、サービスが提供される日常生活圏域として中学校区を想定して いる。

木村委員:地域との連携を図っても収入にならないということは事業者にとっては気の毒な面もある。国の制度とは別に仙台市独自の制度があってもよいと思うので、 そのような視点でも制度のあり方について考えていただきたい。

藤井課長:介護保険料の関係もあり難しい面もある。国の動向なども見ながら検討してい ければと考えている。

(3) 地域密着型特別養護老人ホーム整備事業の応募状況及び選定について(資料 9)(参 考資料 9)

事務局から説明

宮林委員長:今の説明について、質問や意見はあるか。

田口委員:これまで、広域型と地域密着型の特別養護老人ホームが併設施設として申請された例はあるのか。

藤井課長:今回、初めての事例であり、そのような整備が可能なのかについて、現在、厚生労働省に確認しているところである。

板橋委員:法人として広域型と地域密着型の合築についてどのような考え方を持っている のか。

髙橋係長:1つの建物の中に、広域型と地域密着型を整備するにあたって、本来的な地域 密着型サービスの運営をどのように考えられるのかについて、事業所へのヒア リングにおいて確認してまいりたい。

草刈委員:施設のうち、共同で使用する入浴や給食設備、また、人的に広域型と地域密着型の職員で分けられるのか、同一建物でどこまで共有が認められるのかなど決まりはないのか。

藤井課長: 共有することについて明確な規定はない。

木村委員:事業計画書の記載が広域型に関するものになっており、地域密着型としての記載がないと考えられない。

草刈委員:確認いただきたい点としては、地域密着型を広域型に併設することで地域密着型の特性をどのように活かしていただけるのかということになる。地域の社会資源として果す役割について事業計画書に記載されておらず、計画書が広域型の内容となっている。

小坂委員:広域型の場合、緊急用のベッド確保ということがあるが、地域密着型として緊 急用のベッド確保はあるのか。 藤井課長:地域密着型での緊急ショート用のベッドは確保していない。

田口委員:今回の内容について、厚生労働省への確認事項などについて、次回の委員会で 報告いただけるのか。

髙橋係長:日程的に事業者選定と前後する可能性はあるが、次回の委員会において、厚生 労働省からの見解などなんらかの形でご報告させていただく。

(4) 小規模多機能型居宅介護(建設補助あり)整備事業の応募状況及び選定について (資料 10-1)

看護小規模多機能型居宅介護(建設補助あり)整備事業の応募状況及び選定について(資料 10-2)(参考資料 10-2)

事務局から説明

宮林委員長:今の説明について、質問や意見はあるか。

土井委員:看護小規模多機能については、事業開始から軌道にのるまでタイムラグが生じるので、バックボーンがしっかりしたところが運営されるほうがよろしいかと 思う。

小坂委員:経常利益が年々減少している部分についてリスク等を十分確認していただきたい。

髙橋係長:財務の部分については、公認会計士の方にお願いする財務審査において確認していく。

木村委員:小規模多機能について応募者がなかったことについてどのように考えているか。 藤井課長:日常生活圏域で整備されていないところもあり、事業所の方々のご意見なども 伺いながらどのような形で整備を進めたらよいか検討していく。

4. その他

宮林委員長:その他、委員から質問や意見はあるか。⇒ 特に無し

宮林委員長:最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明

5. 閉会

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会

(第7期計画期間 第4回会議)

日時: 平成31年3月20日(水)

午後6時

場所:仙台市役所本庁舎2階

第4委員会室

次 第

- 1 開 会
- 2 報 告
- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、 看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密 着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助あり)及び地域密着型特別養護老人ホーム 事前協議事業者の選定結果について(資料2)
- (3) 地域密着型サービス事業の廃止について(資料3)
- (4) 地域密着型サービス事業の指定事項変更について(資料4)
- (5) 施設の整備状況について (資料5) (参考資料5)
- 3 議事
 - (1) 地域密着型サービス事業者の指定更新について(資料6)(参考資料6)
- 4 その他
- 5 閉 会

資 料

○ 資料 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設 費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知 症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について

○ 資料 2 看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助あり)及び地域密着型特別 養護老人ホーム事前協議事業者の選定結果について

○ 資料3 地域密着型サービス事業の廃止について

○ 資料 4 地域密着型サービス事業の指定事項変更について

○ 資料 5 施設の整備状況について

○ 参考資料 5 施設整備状況一覧表(平成 31 年 3 月 1 日現在)

○ 資料 6 地域密着型サービス事業者の指定更新について

○ 参考資料 6 地域密着型サービス事業所に対する実地指導の実施状況について

仙 台 市 介 護 保 険 審 議 会 地域密着型サービス運営委員会 (第7期計画期間 第4回会議) 議事録

日時:平成31年3月20日(水)18:00~

場所:市役所本庁舎2階第4委員会室

<出席者>

【委員】

板橋純子委員、木村昭憲委員、草刈拓委員、小坂浩之委員、斉藤誠一委員、 田口美之委員、土井勝幸委員、渡邉純一委員長職務代理者(以下「委員長代理」) 以上8名、五十音順

【仙台市職員】

郷家健康福祉局保険高齢部長、中村介護保険課長、藤井介護事業支援課長、

石川介護保険課管理係長、髙橋介護事業支援課指定係長、阿部介護事業支援課施設指導係長、佐藤介護事業支援課居宅サービス指導係長

く議事要旨>

1. 開会

報告(1)~(5)については公開、議事(1)について非公開 → 異議なし

2. 報告

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、 看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密 着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助あり)及び地域密着型特別養護老人ホーム 事前協議事業者の選定結果について(資料2)
- (3) 地域密着型サービス事業の廃止について(資料3)
- (4) 地域密着型サービス事業の指定事項変更について(資料4)
- (5) 施設の整備状況について(資料5)(参考資料5)

事務局から説明

渡邉委員長代理:今の報告について、質問や意見はあるか。

木村委員:資料3に関して、自生苑が地域密着型から広域型に変更するということだが、 入居者が不利益になるようなことはないのか。

髙橋係長:自生苑については、特別養護老人ホームの中に、50名分の多床室と20名分のユニット型がある70名定員の施設であるが、開所時は、一部ユニット型の特別養護老人ホームとして運営していた。

国の基準が平成23年に改正され、50名分の多床室と、20名分のユニット

型居室で別々の事業所指定を行うこととなり、定員が29名以下となる、ユニット型個室については、地域密着型特別養護老人ホームの指定を受けていた。今回、自生苑で運営していたショートステイ用のユニット型居室10床について、特別養護老人ホームへの転換を行ったことで、特別養護老人ホーム内のユニット型居室の定員が30名となったため、広域型の特別養護老人ホームの指定を行うことになる。

現在入居されている方については、引き続き広域型特別養護老人ホームをご利 用いただくことになります。

自生苑では、近くに別のサテライト型の地域密着型特別養護老人ホームを運営しており、運営推進会議や地域との関わりなど、地域密着型サービスの特性につきましては、サテライト型の施設を通じて、広域型の施設にもフィードバックしていくと事業者から伺っている。

- 郷家部長:端的に言うと、これまで20名の個室形式の居室を30名に増床したので制度 上広域型に変わったものである。入居者については、そのまま入居いただける ので影響はないものである。
- 木村委員:地域密着型サービスは中学校区毎に整備されているが、今回、自生苑が広域型に転換することで、地域密着型サービスが減ることになる。地域の方にとっては、入居がしやすいなどのメリットがあると思うが、地域密着型の数が減った際には補填されるものなのか。
- 髙橋係長:地域密着型特別養護老人ホームについては、中学校区に1か所として整備を進めている。自生苑のある大沢中学校区には、同法人がサテライトで運営している別の地域密着型特別養護老人ホームがあるので、今回、指定上は地域密着型の特別養護老人ホームの数は減少するが、この地域の地域密着型施設は既に整備されているところである。
- 木村委員:地域密着型特別養護老人ホームは地域に1か所ということだが、なぜ、自生苑に関しては地域密着型を認めたのか。
- 髙橋係長:自生苑に関しては、もともと広域型の特別養護老人ホームという位置づけで運営がなされており、国の制度改正により、ユニット型個室に対する指定としては地域密着型として取り扱っているもので、入居されている方は、広域型の中にあるユニット型を選択し利用されているものと考えており、地域密着型特別養護老人ホームとしては、サテライトの施設がその役割を担っていると考えている。
- 小坂委員:資料1の定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、事前申出がないという ことだが、ニーズ動向はどのようになっているのか。
- 藤井課長:定期巡回については、ニーズ把握が難しい状況にある。申出がない理由としては、応募できる空白圏域が広陵中学校区のみで、広陵中学校区をカバーしないと新規の申込ができない募集となっている。状況などを見据えて募集の方法について考えていきたい。

田口委員:資料2に関連して、前回の委員会の中で、広域型特別養護老人ホームと地域密 着型特別養護老人ホームとの合築に関する議論もあったが、選定委員会におい て、地域密着型が選定されなかったのはどのような理由か。

藤井課長:今回の特別養護老人ホームの公募については、広域型で180床程度、地域密着型で29床程度、合わせて209床程度として募集を行った。実際に応募があったのが、広域型で2計画、地域密着型で1計画あり、広域型2計画が選定され、募集数を上回ったため、地域密着型については不採択となったものであり、地域密着型が要件を満たしていなかったという理由ではない。

田口委員:厚生労働省の見解を尋ねたようだが、結果はどうだったのか。

郷家部長:厚生労働省からは、まだ見解をいただけていないので、回答がありしだい密着 委員会の中でご報告させていただく。

3. 議事

(1) 地域密着型サービス事業者の指定更新について (資料 6) (参考資料 6) 事務局から説明

渡邉委員長代理:今の説明について、質問や意見はあるか。

木村委員:現在休止中で再開が見込めない事業所があるが、その事業所も更新するのか。

藤井課長:現在のままでは、更新は見込めないので、失効することとなる。

木村委員:休止中の事業所について、事業所としての実態はないのに整備数としては計上 されていることは問題ではないのか。

髙橋係長:本市の整備数としては、休止も含めて計上しているが、実際の利用数としては 利用状況のデータを活用しているので、そのデータからは除かれている。 また、地域密着型の通所介護については、本市として量的な規制を導入してい るサービスではないので、休止していることで、新たな事業所参入や利用者へ の影響はないところである。

木村委員:そういうことであれば更新対象から除いてもよいのではないか。

髙橋係長:指定更新期限が6月15日であるので、更新期限までに更新の申請がなされなければ失効となるが、6月まで期間があるので、仮に事業者から期限前に更新の申請がなされ、人員など必要な基準を満たしていれば更新する可能性があるため、更新の対象事業者としてはお諮りさせていただいた。今後、更新申請がなされなければ、更新期限を持って失効となり、本市の整備数からも除かれることとなる。

斉藤委員:資料6の改善指示事項について、地域密着型通所介護計画に位置付けず屋外サービスを提供していたとは具体的にどのようなことか。

佐藤係長:通所介護も含め居宅サービス事業所におけるサービスは全てケアプランに位置付けられていなければならないものとされている。通所介護事業所において、例えば公園を利用して機能訓練を行うといったサービスの提供も可能になっているが、その場合においても、個別計画である、通所介護計画に位置付けるよう指導している。

斉藤委員:改善済みであることの確認について、例えば、生活相談員が1人のみの配置で、 当該生活相談員が休暇の際には、生活相談員が不在となる状況であったとの記載があるが、この場合の改善とは増員されたということなのか。

佐藤係長:そのとおりである。

斉藤委員:実際に増員を確認したのはいつになるのか。

佐藤係長:10月18日に実施指導を実施し、その1か月後くらいに、文書により改善指示事項の内容を指摘している。文書指摘に対する改善について概ね1か月後に回答をもらうこととしており、年末頃に回答がなされ、生活相談員が増員されていることを確認したものである。

斉藤委員:定期的な避難訓練が実施されていなかったというものに対する改善とはどのようなものか。

佐藤係長:実施計画及び実施状況に関する報告書が提出されたものである。

斉藤委員:居宅サービス計画に位置付けられていない入浴サービスを提供していたとはど ういうことか。

佐藤係長:ケアプランの中では、入浴介助については必要ないとされていたものを、この 事業所においては、入浴サービスを提供していたので、入浴サービスが必要な 方であれば、ケアマネに報告した上でケアプランの変更を行い、事業所の計画 を作り直すよう指示をしたものである。

斉藤委員:休止中の事業所について、平成25年6月に指定を受け、その後11月に休止 した事業所に対して、更新の期限を待つしかないのか。

髙橋係長:事業所に対して廃止届の提出も含め、意向確認を行ってきた。事業所からは更 新の意向はないという話はもらっているが、事業者からの自主的な廃止届の提 出がなされていないため、更新期限の到来を待って失効ということとなる。

木村委員:実地指導の年月日が古いものがあるが、本来であれば、改善がなされた直後の 委員会で報告されるものではないのか。

藤井課長:今回、実施指導の状況について報告しているのは、指定更新にあたって、支障がないかの確認のために、指定更新の対象となっている事業所の指導の状況について問題がなかったところも含めて、指定更新のタイミングで報告しているものである。

4. その他

渡邉委員長代理:その他、委員から質問や意見はあるか。

木村委員:通所介護事業所の指定にあたっては書面のみの審査となるのか。

髙橋係長:新規指定にあたっては、実際に現地調査を行い、必要な設備が整っているのか 確認した上で指定している。

斉藤委員:中山福祉会の保育施設において、従業員が大量に入れ替わっているという報道 があり心配だが、高齢者福祉施設の経営は行っているのか情報はあるか。

藤井課長:介護保険事業の実績はないと伺っている。

土井委員:小坂委員より質問のあった、定期巡回のニーズについて、私の法人でも仙台で

第1号の事業所を運営している。24時間の運営体制の中で、当初は認知症軽度の方の利用が多く、呼び出しも多く大変な状況にあった。それから3、4年経過し、現在は、医療的な管理を要する方々の依頼が増えてきており、地域の方に知っていただくまでは大変だが、知っていただければ重度の方の依頼が増えてくるという実態がある。定期巡回は訪問介護と訪問看護の複合事業であるが、訪問看護の機能を強化しないと対応できないということが運営している中での実態である。

田口委員:報告事項の資料3について地域密着型通所介護で指定後7か月で廃止している が定員は何名だったのか。

髙橋係長:定員は10名である。当初は5名の利用者からはじめ、利用者増員を計画していたが、担当のケアマネの諸事情により、利用者獲得が難しくなり、訪問介護の職員も辞めてしまうなど、事業者の存続自体が難しい状況にあるということで事業の継続はあきらめられたと伺っている。

田口委員:前回の委員会で地域密着型通所介護事業所の実態についてご説明をいただいたが、10名の定員の事業所が廃止になる頻度が高いと感じる。政令市の中で2都市制限を行っているとのことだったが、山形の酒田市でも地域密着型の通所介護を認めていないので、小さい都市では制約しているのかも知れない。

小坂委員:定期巡回については、昔から民生委員やヤクルト配達員などによる地域見守りがあり、私たち医療職でも訪問を行っており、また、規模の大きい事業所でも 広域的に担当されている中で、実際のニーズが見えないところがあり質問をさせていただいたので情報をいただけてありがたい。

草刈委員:定期巡回の実際に利用されている数は把握しているのか。

藤井課長:事業者に対して利用状況の調査を実施しているので、まとまり次第、委員会の中でご報告させていただく。

エリアについて、サ高住などへの併設事業所においては、サ高住の住民のみに サービスを提供しているところもあり、本市しては、地域へのサービスの提供 割合を半数以上にしてほしいとお願いしているが、そうなっていない事業所も いくつかある。

田口委員:事業者団体においては、特定事業所集中減算は止めてほしいといっている。 点々とサービスを提供しても採算が取れない。

> 施設を整備することと比較し、サ高住を整備し定期巡回のサービスを導入した ほうがコストは抑えられる。減算されると採算がとりづらくなるので、採算が とれる状態にして、地域へのサービス提供を行う形にすることが望ましいと思 われる。

板橋委員:定期巡回について、本来の対象者に定着するまで時間がかかるという話があったが、例えば一人暮らしで、夕方から幻覚や幻視が見えて、色々なところに電話するので、ご近所の方や関係する民生委員が困っているという話も聞いたことがある。自宅で生活はできるが、時間帯によっては不安定になる方に対して

は、なかなか適当なサービスがない状況において、本来ならば、小規模多機能型居宅介護が担当していくところだと思うが、資料3にある、ウインズの森やまとサロンでは1年6か月で閉鎖しているが、それは営業不振が原因なのか。

佐藤係長:この事業所に関しては、建物が東日本大震災により被災し、再建した建物で運営していたが、震災による影響や職員確保も難しい状況が続き休止になったという事情がある。

藤井課長:小規模多機能と看護小規模多機能について、運営が安定しないというような状況もうかがっており、今年度の新規事業として事業者との勉強会を年度末に開催した。その中で様々な課題について一緒に考えていきたい。

渡邉委員長代理:最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明

5. 閉会

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会

(第7期計画期間 第5回会議)

日時:令和元年6月25日(火)

午後6時

場所:仙台市役所本庁舎2階

第4委員会室

次 第

- 1 開 会
- 2 土井委員より講話
- 3 報 告
- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、 看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密 着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 地域密着型サービス事業の廃止について(資料2)
- (3) 地域密着型サービス事業の指定事項変更について (資料3)
- (4) 施設の整備状況について(資料4)(参考資料4)

4 議事

- (1) 地域密着型サービス事業者の指定について(資料5)(参考資料5-1~5-4)
- (2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について(資料6)(参考資料6)
- (3) 認知症対応型共同生活介護事業の応募状況及び選定について(資料7)(参考資料7)
- 5 その他
- 6 閉 会

資 料

○ 資料 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設

費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知

症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について

○ 資料 2 地域密着型サービス事業の廃止について

○ 資料3 地域密着型サービス事業の指定事項変更について

○ 資料 4 施設の整備状況について

○ 参考資料 4 施設整備状況一覧表(令和元年 6 月 1 日現在)

○ 資料 5 地域密着型サービス事業者の指定について

○ 参考資料 5-1~5-4 地域密着型サービス事業者指定に係る事業概要

○ 資料6 地域密着型サービス事業者の指定更新について

○ 参考資料 6 地域密着型サービス事業所に対する実地指導の実施状況について

○ 資料 7 認知症対応型共同生活介護事業の応募状況及び選定について

省令·解釈通知

仙 台 市 介 護 保 険 審 議 会 地域密着型サービス運営委員会 (第7期計画期間 第5回会議) 議事録

日時:令和元年6月25日(火)18:00~

場所:市役所本庁舎2階第4委員会室

<出席者>

【委員】

板橋純子委員、木村昭憲委員、草刈拓委員、小坂浩之委員、斉藤誠一委員、 土井勝幸委員、宮林幸江委員長、渡邉純一委員 以上8名、五十音順

【仙台市職員】

郷家健康福祉局郷家部長、中村介護保険課長、岩瀬介護事業支援課長、 熊谷介護保険課管理係長、高橋介護事業支援課指定係長、佐藤居宅サービス指導係長、 伏見介護事業支援課施設指導係長

く議事要旨>

1. 開会

報告(1)~(4)については公開、議事(1)~(3)について非公開 \rightarrow 異議なし

2. 土井委員より講話

土井委員から説明

斉藤委員: 土井委員の施設について、災害のときの臨時受け入れ枠はあるか。

土井委員:受け入れ枠はないが、利用者がホール等を使い一時避難いただくことはできる。

木村委員:国や市町村が定める基準とあるが、基準は市独自で設けることはできるのか。

土井委員:基本は国基準を満たしていればということであるが、市町村において地域特性

を踏まえた柔軟な対応は可能である。

木村委員:地域特性を踏まえたプラスアルファは必要に応じて設けるべきと考える。

また、(資料2に)建物の賃借期間が過ぎてしまったので閉鎖せざるをえないといった事業所がある。何年という制限を設けているのかはわからないが、3年で契約終了とは、それはないのでは。

高橋係長:廃止の事業所の件だが、平成28年4月1日にみなし指定を受けたということで指定日が平成28年4月1日となっているが、実際は小規模通所介護ということで10年近く前から事業を営んでいたというところであり、今回貸主の事情の変更から双方合意の上契約解除となったものである。

草刈委員:地域ケア会議の結果を密着委員会にフィードバックしてほしい。 地域ケア会議では地域のニーズが出てくる。今後事業所の指定に生かせるよう

1/7

3. 報告

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、 看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密 着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 地域密着型サービス事業の廃止について(資料2)
- (3) 地域密着型サービス事業の指定事項変更について(資料3)
- (4) 施設の整備状況について(資料4)(参考資料4)

事務局より説明

宮林委員長:今の報告について、質問や意見はあるか。

木村委員:報告事項(2)について、他の法人に移るから廃止が許容されるということではないと思う。閉所に至った経過を精査する必要があると思う。事業所の経営のやりかたのほか、指定のありかたに問題があったのか確認する必要がある。行政としては指定時に指導されているものだと思うが、結果として廃止となってしまう事業所がたびたび発生する。事業所の経営状況の問題だけではないと思う。ぜひ継続して事業をできるように指導してほしい。

土井委員:小規模通所介護サービスは報酬単価が高く設定されており、ビジネスモデルとして成立すると見込んで新規参入した事業者が多くあったが、結果として、経営が立ち行かず閉鎖となってしまう事業所も多く発生した。国としては、地域密着型通所介護として移行していく過程で、地域の中で存続が厳しいところは大規模事業所のサテライトとして経営の安定化を図ってほしいという意図もあったようだ。

木村委員:しかし、それは地域密着型通所介護を盛り立てていこうという話の過程で生じた話であって、積極的に閉鎖させていこうということではないと思うが。

土井委員:存続できるところは存続していっていいと思うが、厳しいところは大規模と連携ないし大規模事業所化していってほしいという意図。

木村委員:閉所した事業所は、他法人のサテライト事業所となったのか。

高橋係長:そうとは限らない。廃業した事業所もある。

木村委員:市は、事業者から経営状況の聴き取りをしたうえで、サテライト化の助言など はするのか。

高橋係長: 法人同士の話に市が関わるといったことはないが、少なくとも廃止をする事業 所からは、利用者がなるべく近い場所や雰囲気の事業所でサービスを受けられ るよう移行状況の聴き取りをしている。また、指定時は、過去に廃止になった 理由にどういったものがあるかを説明したり、小規模デイサービスがビジネス モデルであるというイメージを持ったままの法人に対しては、市が把握している範囲での実情をお伝えするといった対応はとっている。ただ、最終的には市

では法人の意向をお止めすることはできないことについてはご了承いただきたい。

木村委員:小規模の事業所と大規模の事業所同士で意見交換できる会議体はあるのか。

土井委員:意見交換できる仕組みはあると聞く。

木村委員:頑張って介護の事業をやろうと考えている方が厳しい局面に立っている。でも 需要はあるのだから。

斉藤委員:資料4と参考資料4について、令和2年度までの目標数と施設数合計数を報告いただいたが、計画通りにいっているという認識か。人数ベースで充足率を出してみたが、認知症対応型共同生活介護が94.16%、小規模多機能・看護小規模多機能の登録定員が85.93%。90%以上だと残り1年あるので100%達成されるとは思うが、小規模多機能・看護小規模多機能については残り1年で目標達成できるのか懸念している。

高橋係長:今の段階でというのは申し上げがたいところではあるが、看護小規模多機能・ 小規模多機能の需要については、潜在的ニーズに対して実利用状況は芳しくな いという実情があるようだ。目標に対しては残りの計画期間中で努力していき たい。

斉藤委員:四半期毎など定期的な達成状況の進行管理が必要。福祉は国の最重要課題であるため、特に力を入れて進行管理をしていかないといけない。

4. 議事

(1) 地域密着型サービス事業者の指定について(資料 5)(参考資料 5-1 から 5-4) 事務局より説明

宮林委員長: ただいまの説明について何か質問はあるか。

草刈委員:共用型認知症対応型通所介護の事業所について、昼食代がグループホームに比べてかなり格安になっている事業所があるようだが、内容に関して、提供される食事の質は担保されているか。

高橋係長:グループホームの食事代と同額で新たに安いものをというわけではない。内容 についてはグループホームと同様のものである。

小坂委員:認知症対応型通所介護事業所について、今回指定する事業の利用対象者は入居 者ではなく外部の方ということでよいか。

高橋係長:そのとおり。

斉藤委員:3名というのは事業所側で3名と申請すればそのとおりに認定する必要がある のか。3名はいかにも少ないと思う。

高橋係長:施設を共用して認知症対応型通所介護サービスを提供する場合の定員は、ユニット一つにつき3名が上限と国の基準に定められている。

板橋委員:給茶機使用代100円/月を徴収する地域密着型通所介護事業所があるようだが、こういった形で設備使用料を徴収するデイサービスを知らない。必要な設備を準備するのは事業者の役割であり、設備を使用するにあたり使用料をとる

というのはいいのか。

高橋係長:これについては、いわゆる食費のうち、飲み物に係る料金という意図で、設備 使用料というわけではない。

(2)地域密着型サービス事業者の指定更新について(資料6)(参考資料6)

事務局より説明

宮林委員長:今の説明について、質問や意見はあるか

斉藤委員:参考資料6について、実地指導での指示事項が改善されていたという内容の報告だが、「加算を算定できない利用者について加算を算定していた」という指示については、加算額を減算処理させたということでいいのか。

佐藤係長:過誤調整をするように文書で命じ、最終的に調整がなされたことについて確認 している。

斉藤委員:定期的な避難訓練を実施していなかった事業所についてはどういう事務処理を したか。

佐藤係長:実施計画書及び、実施状況に関する報告書が提出されたというものである。

斉藤委員:翌年に監査するにも関わらず遡ってとはどういう意味か教えてほしい。

佐藤係長:過去に遡ってというのは現実的に不可能。実地指導を行った1か月ないし2か 月後に、「早急に計画をたて消防や地域を含めた避難訓練を実施するように」 という指示を文書により行うが、時期によっては実地指導を行った翌年度に改 善を確認する場合もある。

斉藤委員:基準省令に規定しているような個別研修計画の内容ではなかったというのはど ういったことか。

佐藤係長:サービス提供体制強化加算を取得するためには、算定にあたっては職員個別の 課題をあげた上で研修を実施するという要件があるが、運営基準に規定されて いる事業所として実施する研修で足るものと事業所が誤認していた。認識を改 め、改善を指示したという内容であり、実施報告についても提出されている。

斉藤委員: 改善しない場合、ペナルティがあるのか。

佐藤係長:期限を定めて文書で指摘しているため、期限までに報告があがってこなければ 催促を行う。

斉藤委員:改善指示事項があった場合に、運転免許のようにマイナス10点といったよう な減点制度があるのか。

佐藤係長:違反の種別に応じて点数を定めて減点していくといったことはない。

郷家部長:運転免許のように減点していくということはないが、違反している行為がかなり悪質で重大なものであれば営業の停止や指定の取り消しに至るケースもある。しかし、今回示しているものについては、比較的軽度のもので、期間を定めて是正を指示し、是正を確認しているといったことを報告させていただいているところである。

斉藤委員:介護事業所の従業員の方が虐待したり、犯罪行為をするニュースが流れているが、これらの事案を未然に防止する意味からも、報告書をもらうにとどまらない対応が必要では。

郷家部長:本議事に関して実地指導の状況をお出ししているのは、今回更新の対象となっている事業所が、これまでに受けた是正内容についてお示ししているものであって、これらの事業所が過去に何か重大な違反をしたためお示ししているものではない。新聞報道がなされるような重大な事案の場合は、もう少し重い処分というものもあろうとは存ずるが、今回の資料はあくまで更新対象の事業所の過去に実地指導において指示された内容についてということでお受け取りいただきたい。

斉藤委員:虐待などの未然防止のための調査はどういうときに実施するのか。

郷家部長:実地指導等で確認してそういった違反行為があれば監査や調査に移行する方向で対応している。ただ、あくまで今日この場で議論いただきたいのは、今回更新の対象となる事業所が過去にこういった指摘を受けているといったところで更新をすべきか、といった部分についてである。

土井委員:参考資料6に示されているこれらの事業所が今までに受けた実地指導の結果の 指摘事項が、斉藤委員がいうところの点数である。こういったペナルティが過 去にありましたという履歴である。

斉藤委員:どういった頻度で指導を実施するのか。また実地指導以外の指導の場はないの か。

佐藤係長:施設系サービスについては3年に一度、居宅系サービスについては6年に一度 実地指導を実施している。6年に一度しか事業所個別の指導が実施できない状況であるため、サービス種別ごとに当該サービスを実施する全事業所に対して 集団指導という形で補っている状況。集団指導では前年度実地指導を行った際にあった指導事項や諸注意をお伝えしている。実地指導では、今話があった虐待等のチェックは必ず実施している。6年に1度しか実地指導ができないため、通所介護事業と訪問介護事業は連絡会というものを仙台市が立ち上げた。今年度も小規模多機能と看護小規模多機能の勉強会を立ち上げた。横のつながりを太くして、行政と事業者が勉強していこうということでやっている。

斉藤委員:事業所数が多く、実地指導の頻度が乏しくなるといったことは、何か起こった際の理由にならない。連絡会を密にしていって、補うようにしてほしい。

佐藤係長:国からは実地指導を6年に1回行うようにといった内容指導をされており、その基準を満たしていることについてはご理解いただきたい。

宮林委員長:議事1と議事2について承認してよろしいか。

⇒異議なし。

(3)認知症対応型共同生活介護事業の応募状況及び選定について(資料7)(参考資料7) 事務局より説明 宮林委員長: ただいまの説明について何か質問はあるか。

小坂委員:第2中学校地域への参入があるが、この地域については過去の経緯あってオープンしていないという経過がある。また事業が止まってしまうということがないか懸念している。また、4・5階建てを想定した建物を建設することを見込んでいる法人があるようだが、建築するにあたり基準はクリアできるということか。

高橋係長:応募があった資料について取り急ぎお示ししたものであるため、御質問を受け た内容についてはヒアリングで今後事業者に確認していく。

小坂委員:純利益が赤字となっている法人がある。赤字拡大しているところで投資するという状況になるが、この状況で資金回収可能か。

高橋係長:まだ評価をしていない状況。今後公認会計士に相談しながら確認を進めていく。

小坂委員:十分注意してほしい。

木村委員:売り上げ原価を0と決算書上記載している事業者があるが、事業としてありうることなのか。

高橋係長:損益計算書に記載する売上原価については、サービス業については法人によって異なる取扱いがなされている。介護事業のように人的サービスが売り上げの大半を占めるサービスについては、物品を購入してもそれを法人内でどこの事業所に紐付していくか、人件費についても、どの事業所のものとして紐付するかというのは法人内部で決めるもの。売上原価として計上している場合は、提供する食事の食材や介護用品の仕入れ値を売上原価として計上しているようであるが、その幅が適正かどうかという点については公認会計士の先生に相談しながら精査を進めていきたいと思う。

木村委員:介護事業の場合、介護に携わる方(の人件費)は原価だと思う。国の基準では一般管理費なのかもしれないが。

高橋係長:国の基準というか、法人の解釈である。その解釈が適正かどうかはヒアリング 等の内容を踏まえ精査していく。

斉藤委員:純利益がマイナスとなっている法人は有利子負債を抱えた状態で、従業員に人件費を払いながら施設整備ができるか懸念している。その点も踏まえて選定してほしい。従業員の待遇が悪いと、先ほどいったような虐待等の事件が発生しかねないと思う。

草刈委員:計画書の中に、「WAMNETの状況で鑑みられます」と記載する事業所があるが、現在、WAMNETの情報は全然更新されておらず、どういった意図で言及したのか不明。ヒアリング時には確認してほしい。

板橋委員:日常生活圏域内における地域住民との連携について、開設後の話が記載されており、開設前にどう説明するかがあまり記載されていない。 開設後についても大切であるが、開設前にトラブルがないような準備が必要と思うので、選定の折には配慮してほしい。

高橋係長:法人の認識としては当然であるためあえて計画書には書かないといった事業所

も存するかとは思う。ヒアリングで今後確認を進めていきたい。

5. その他

宮林委員長:その他、委員から質問や意見はあるか。

木村委員:事業計画書の記載内容の履行状況は更新の際に確認しているか。国の基準は別だとしても、基準以上のことをやりますと計画書に記載し開設している。書いた以上はやらないといけない。そういうところまで更新時には審査するものなのか。

高橋係長:指定更新に限っていえば、基準について文書で審査し、疑義が発生した場合に は聴き取りを行って実施している。

木村委員:計画書に記載した内容は指定をする際の条件になっているはず。基準の適合状況のみならず計画書の履行状況も更新時はチェックをしてもらいたい。行政ばかりが負担を負うのでなく、事業所から報告させ事業所にPDCを任す仕組みを作ったらよいのでは。

斉藤委員:実地指導での指示事項に応じた減点制度など、きちっとした指導ができるよう な措置を講じるべき。

土井委員:実地指導は懲罰的なものではなく、事業所側が気づかなかったことや解釈の違いを理解する場であると思っている。仮に指導が懲罰的なものであれば、隠すようなことをする者が発生する可能性がある。あるがままを見せて、足りないものがあれば指導を受ける場として使うことも一つである。行政からなされた指導を事業所が真摯に受け止めて、行政に対してこのように是正したと報告する一連のキャッチボールが大事だと思う。

小坂委員:私は医療保険も介護保険の事業も行っているが、医療保険の方も同じスタンス。 実地指導の中で大きな問題があればまた監査や調査に移行していくが、指導を 受けることによって改善を図る。わからないことがあれば知るいい機会。指導 を受ける側も指導する側も学ぶいい機会と考える。

宮林委員長:最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明

6. 閉会